

緊急事態宣言の発令に伴い、東京都より休業要請があり、休業することとなりました。

休業期間：令和2年4月11日～令和2年5月6日(予定)

休業中の対応について

感染拡大防止を図るために、休業中は、ほぼすべての職員を自宅待機としておりますので、電話も留守番電話対応となります。

休業中の連絡方法について

・お電話の場合

留守番電話にお名前、連絡先、お問い合わせ内容をお伝えください。(03-3694-1011)

・お問い合わせフォームの場合

当所ホームページにある「お問い合わせ」から必要事項をご入力の上、送信願います。
内容を確認の上、担当者からご連絡を差し上げます。

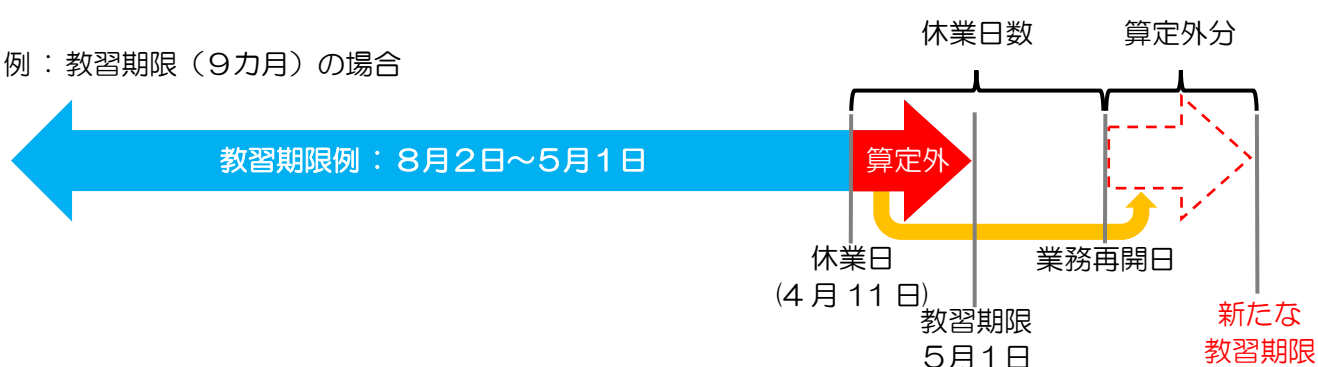
休業期間中の各種期限延長について

休業中における各種有効期限延長については、下記のとおりとなります。

「仮運転免許証」「修了証明書」「卒業証明書」「審査合格証明書」については、
令和2年4月8日～緊急事態宣言が東京都に発出されていた期間(日数)が算定対象外になります。

「教習期限」「検定期限」については、
休業日(4月11日)～当該理由によって中断(休業)にかかった日数が、算定対象外になります。

例：教習期限(9カ月)の場合



業務再開日が**確定**いたしましたら、ホームページやSNSなどでお知らせいたします。

ご迷惑をおかけいたしますが、人命を第一に考えてこのような対応をさせていただくことをご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの一日も早い終息を願うと共に、皆さまのご健康を心よりお祈り申し上げます。



平和橋自動車教習所